

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業			事業概要	第2期事業概要	20	21	22	備考
市	(1) 推進体制の整備	①連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の <u>確立</u> を図る。	施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の <u>充実</u> 。			→	
		②連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため <u>の</u> 連絡網の <u>作成</u>	市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の <u>活用</u> の充実。			→	
		③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との <u>体制整備</u>	犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との <u>連携の充実</u> 。			→	
		④交番の適正な配置 (企画財政部、生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。		○	○	○	大久保交番調整中
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。		●	●	●	
		②連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合での警察等への通報などの連絡体制の <u>整備</u>	犯罪等の現場に遭遇した場合、警察等への通報などの連絡体制の <u>充実</u> 。			→	
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。		●	●	●	
		②通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図る。	定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図り <u>改善に努める</u> 。	●	●	●	各年度1回実施
市民	(1) 推進体制への参加協力	①推進体制への参加、協力	・連絡網等の整備にあたって、意欲的に参加、協力して行く。		●	●	●	
	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①通学時等における子どもの安全確保	・子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。		●	●	●	
事業者	(1) 推進体制への参加、協力	①推進体制への参加、協力	・連絡網等の整備にあたって、意欲的に参加、協力して行く。		●	●	●	
	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①通学時等における子どもの安全確保	・子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。		●	●	●	

● …………… 実施、作成

○ …………… 検討、調査、調整

→ …………… 継続

空欄 …… 計画無

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

事業			事業概要	第2期事業概要	20	21	22	備考
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報を適宜、提供していく。	犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。	●	●	●	
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。		●	●	●	各年2回提供 (安全活動掲示板)
		③地域防犯活動物資の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等を貸与する。	地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。	●	●	●	地域住民団体 各年度15団体組織化
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。		●	●	●	回覧、市民まつり、駅等での提供
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する、自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。		●	●	●	地域住民団体への参加支援：年1回以上
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰の基準を設け、顕彰を行い、意識の高揚を図る。		●	●	●	
	(2)高齢者等を対象とした対策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・高齢者等の自宅への巡回を行う。	相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者対象の事業やあじさいクラブにおいて、高齢者に直接普及啓発を行う。	●	●	●	
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・高齢者等に係る、消費生活・くらしの安全相談、福祉の各窓口における窓口相談の充実を図る。	地域包括支援センターの総合相談機能として、高齢者の消費生活や暮らしの関することも含め、相談の充実を図る。	●	●	●	
		③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、生活安全室)		認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地域づくりを推進する。	○	○	○	
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。		●	●	●	22年度末、1,200軒にする、対応マニュアルの配布
		②「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実に取り組む。		●	●	●	対応マニュアルの配布
市民	(1)地域防犯活動の実施	①地域防犯活動の実施	・習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロール等に取り組む。		●	●	●	
		②身の回りの安全点検の実施	・自主、自立を基本に習得した防犯知識を活用し、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行う。		●	●	●	
		③地域における安全点検の実施	・地域の住民相互により、連携及び協力して、地域の安全点検に努める。		●	●	●	
		④防犯マップの作成	・各まちづくり会議において、パートナーシップ事業の一環として、防犯マップを作成する。		●	●	●	防犯マップ作成地区 20年度：2地区 21年度：2地区 22年度：2地区
	(2)高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施	①地域での連携による支援活動	・地域でパトロール等を行い、地域で連携して、高齢者等を支援する。		○	○	○	
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」への協力	・市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。		●	●	●	
		②「青少年健全育成協力店」への協力	・市が拡充を図っている「青少年健全育成協力店」へ積極的に協力する。		●	●	●	
事業者	(1)地域防犯活動への参加、協力	①地域防犯活動への参加、協力	・防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。		●	●	●	
		②事業所の安全点検の実施	・日頃から各事業所における、安全点検を行う。		●	●	●	
	(2)高齢者等を対象とした安全(防犯)対策への参加、協力	①地域での連携による支援活動	・地域と連携し、介護専門員等による、防犯に関する指導を行う。 地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。		○	○	○	
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」への協力	・市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。		●	●	●	
		②「青少年健全育成協力店」への協力	・市が拡充を図っている「青少年健全育成協力店」へ積極的に協力する。		●	●	●	

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業			事業概要	第2期事業概要	20	21	22	備考
市	(1)知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	・まちづくり会議、習志野市防犯協会、企業、商店等と犯罪情報を市民へ周知するなど、広報活動の強化と防犯意識の高揚を図る。	防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。	●	●	●	
		②「安全で安心なまちづくり月間」の設定 (生活安全室)	・防犯施策が効果的に展開できるよう強化月間を設定し、各種行事を実施する。	防犯施策が効果的に展開できるよう強化月間に実施する各種行事の充実を図る。	●	●	●	毎年10月
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等を活用し、推進する。	防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用し、推進する。	●	●	●	携帯メール登録数 22年度までに 5,000件にする。
		④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。		●	●	●	
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を実施して、施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。		●	●	●	
	(2)人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。		●	●	●	
		②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	・防犯連絡所活性化や防犯指導員の育成を図ると共に制度の改善を推進する。また、連絡網の整備を行う。	防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を必要に応じて活用及び充実を図る。	●	●	●	防犯指導員の設置 22年度までに全町会、自治会に設置
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育を計画的、継続的に実施する。	幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。	●	●	●	防犯訓練の実施 各年度：全施設 1回以上実施
		②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (生活安全室、教育委員会)	・市内小、中学校に呼びかけ、若い力を生かした、防犯活動を展開するボランティアの組織化を図る。	全小、中学校の児童・生徒が参加し、防犯活動を展開する「キラット・ジュニア防犯隊」の拡充を図る。	●	●	●	各小学校： 5名以上参加 各中学校： 10名以上参加
市民	(1)知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	・得られた犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚を図る。		●	●	●	
		②知識の習得	・市、警察、各団体等が、開催する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活用する。		●	●	●	
		③啓発活動への参加	・「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。		●	●	●	
		④情報の収集	・広報紙、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等を活用した情報収集を行う。	広報、ホームページ、携帯メール、出前講座等を活用した情報収集を行う。	●	●	●	出前講座等 各年度：年7回以上
	(2)人材育成への協力	①研修会や講演会等への参加	・市や警察等により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加する。		●	●	●	
		②防犯指導員等の育成協力 の設置協力	・防犯指導員、防犯リーダーといった地域防犯活動を支える人材育成への協力を行う。	地域防犯活動の中心となる防犯指導員等の設置の推薦依頼があった場合は、積極的に協力する。	●	●	●	防犯指導員の設置 22年度までに全町会、自治会に設置
		③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	・地域における自主防犯活動の積極的な展開と、活動の継続、充実を図る。	地域の防犯リーダーと協力し、自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。	●	●	●	
事業者	(1)知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	・市、警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚を図る。		●	●	●	
		②知識の習得	・市、警察等から得られる地域における犯罪発生状況や発生地区などの犯罪情報や防犯に関する研修等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識習得を図る。		●	●	●	
		③啓発活動への参加	・「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。		●	●	●	
	(2)人材育成への協力	①研修会や講演会等への参加	・市や警察等により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加する。		●	●	●	
		②防犯指導員等の育成協力	・防犯指導員、事業所における防犯リーダーといった地域防犯活動を支える人材育成への協力を行う。		○	○	○	
		③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	・地域や事業所における自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。		○	○	○	

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業			事業概要	第2期事業概要	20	21	22	備考
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、総務部)生活安全室	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。		●	●	●	
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。		●	●	●	
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。		●	●	●	
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に実施する。		●	●	●	
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。		●	●	●	
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。		●	●	●	
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。		○	○	○	
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (教育委員会・都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として、整備を行う。	防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の整備を行う。	●	●	●	
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。		●	●	●	
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検(教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。		●	●	●	
		⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。		●	●	●	
	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルの作成、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の整備を図る。	安全対策についてのマニュアルを活用し、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の充実を図る。	●	●	●	
		②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。		●	●	●	各保育所・幼稚園緊急通報装置を活用した訓練の実施：年1回以上
		③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口をできるだけ少ない箇所へ限定するなど、管理の徹底を図る。	保、幼、小、中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。	●	●	●	
市民	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	・安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。		●	●	●	
		②安全点検の実施	定期的に安全点検を実施する。		●	●	●	
事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	・安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。		●	●	●	
		②防犯に考慮した施設整備	・ピッキング等に強い鍵の設置や防犯灯の整備		●	●	●	